

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

ご存知ですか？

国民年金保険料 免除制度



経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。所得額により全額免除と一部納付制度に分かれますので窓口でご相談ください。

全額免除制度

◎保険料の全額(平成24年度月額14,980円)が免除になります

全額免除された期間は保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2(平成23年4月分以降は1/3)として計算されます。

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成23年7月から平成24年6月分の申請については前々年(平成22年)の所得で審査を行います。

※国民年金保険料が免除された期間の国庫負担割合は、平成21年度分から2分の1へと引きあげられています。現在、平成24年度の国庫負担割合について、1/2とするための法案が未成立のため、法案が成立するまでの間は1/3として計算されます。

●全額免除となる所得の「めやす」

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

一部納付(一部免除)制度

◎保険料の一部納付、残りの保険料は免除になります

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付(3,750円) → 年金額5/8
(平成21年3月以前、平成24年4月以降は1/2)
 - 半額納付(7,490円) → 年金額6/8
(平成21年3月以前、平成24年4月以降は2/3)
 - 4分の3納付(11,240円) → 年金額7/8
(平成21年3月以前、平成24年4月以降は5/6)
- ※上記納付額は平成24年度の納付額

(注)一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成23年7月～平成24年6月分の申請については、前々年(平成22年)の所得で審査を行います。

※平成23年7月～平成24年6月分の申請については、前々年(平成22年)の所得で審査を行います。

●一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等